

第499回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年3月12日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員15名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 いか釣り漁業について(委員会指示)

第2号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示)

第3号議案 茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画について(諮問)

6 報告事項

(1)令和3年冬春期の沿岸漁海況予報について

7 その他

8 閉 会

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和3年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会 長

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
 - (2)委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

- 3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は32隻とする。

(制限又は条件)

- 4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。
 - (1)操業の禁止区域
最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
 - (2)電気設備
集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。
 - (3)承認証備え付け等
この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和4年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

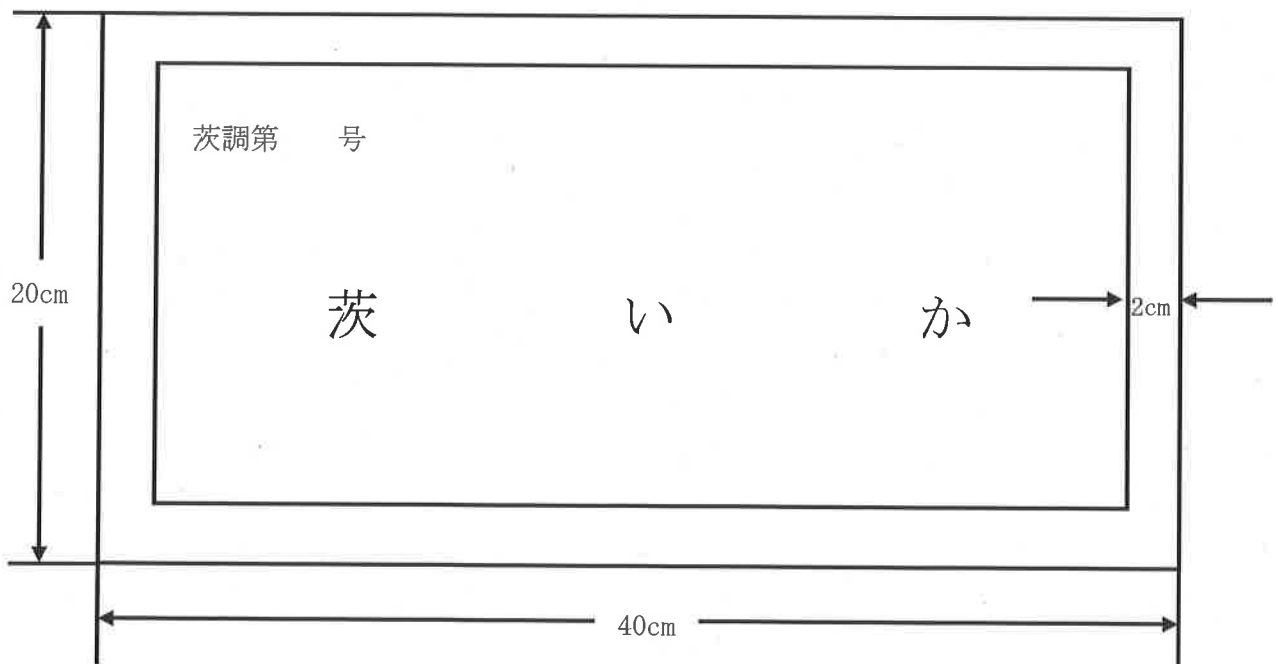
(指示の有効期間)

- 7 この指示の有効期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

(取扱の細目)

- 8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和3年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申請書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

(3)前年の水揚げ実績を証する書面（6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和3年8月31日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

いか釣り漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請理由書	漁船原簿謄本	水揚実績を証する書面

茨調第 号	
い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
承認有効期間	
制限又は条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会 長	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

さきに交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

年 月 日

茨城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名	総トン数	登録番号	操業期間	月 日から 月 日まで
----	------	------	------	----------------

操 業 状 況

月	操 業 日 数 日	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額 千円	備 考
			い か kg	そ の 他 kg	計 kg		

注1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

いか釣り漁業承認取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う他県船によるいか釣り漁業の承認の取扱いについては、委員会指示によるほか、この方針の定めるところによる。

(各県の承認枠)

第2 各県毎の承認限度数は、過去3カ年の操業隻数の最多数以内とする。ただし、次の各号に掲げる事項を考慮し委員会指示の3に定める定数内において増減することができる。

- 1 各県の過去3カ年の承認数
- 2 当該県への本県船入会数
- 3 今後の本県船入会の可能性

付 則

- 1 この取扱方針は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この取扱方針は、平成元年5月23日から施行する。
- 3 この取扱方針は、平成2年7月12日から施行する。
- 4 この取扱方針は、平成8年5月8日から施行する。
- 5 この取扱方針は、平成9年5月9日から施行する。
- 6 この取扱方針は、平成11年5月7日から施行する。
- 7 この取扱方針は、平成15年5月20日から施行する。
- 8 この取扱方針は、平成20年4月10日から施行する。

いか釣り漁業承認の推移と令和3年度承認枠について

単位：隻数

	H	22	23	24 ~27	28	29	30	R 元	2	令和3年度 承認枠(案)	令和2年度 本県船の他県への 入会数(承認数)	(参考) 本県船の他県 への入会枠
宮城	承認枠	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	知事許可 (枠2)
	承認数	0	1	0	0	0	0	0	0	—		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	※	—		
福島	承認枠	20	20	20	20	20	20	20	20	20	6	委員会承認 (枠20)
	承認数	0	0	0	0	0	0	0	0	—		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	※	—		
千葉	承認枠	10	10	10	10	10	10	10	10	10	0	委員会承認 (枠制限なし)
	承認数	4	4	4	4	4	4	2	2	—		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	※	—		
県外船計	承認枠	32	32	32	32	32	32	32	32	32	6	
	承認数	4	5	4	4	4	4	2	2	—		
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	※	—		
県内船	承認数	11	10	10	9	8	8	8	8	承認枠制限無し	—	
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	※	—		
	承認数	4	4	4	4	4	4	4	4	承認枠制限無し	—	
県内船計	承認数	15	14	14	13	12	12	12	12	承認枠制限無し	—	
	実績数	3	0	0	0	0	0	0	0	—		
	承認数	19	19	18	17	16	16	14	14	—		
合計	承認数	3	0	0	0	0	0	0	0	—		
	実績数	3	0	0	0	0	0	0	※	—		
	承認数	3	0	0	0	0	0	0	0	—		

※ 実績報告書の提出期限が令和3年6月末のため未確定



資料No. 2

茨海利協第 7 号

令和 3 年 3 月 3 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川 雅 登 殿

茨城県海面利用協議
会長 岡 本 成



ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示
について（答申）

令和3年2月26日付け茨漁調委諮問第4号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和3年3月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 大川 雅 登

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。

- 3 この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

【参考】

小型船漁業協議会と遊漁船協議会との漁場利用協定書添付の図面に禁止期間、活き餌釣り可能期間を併記

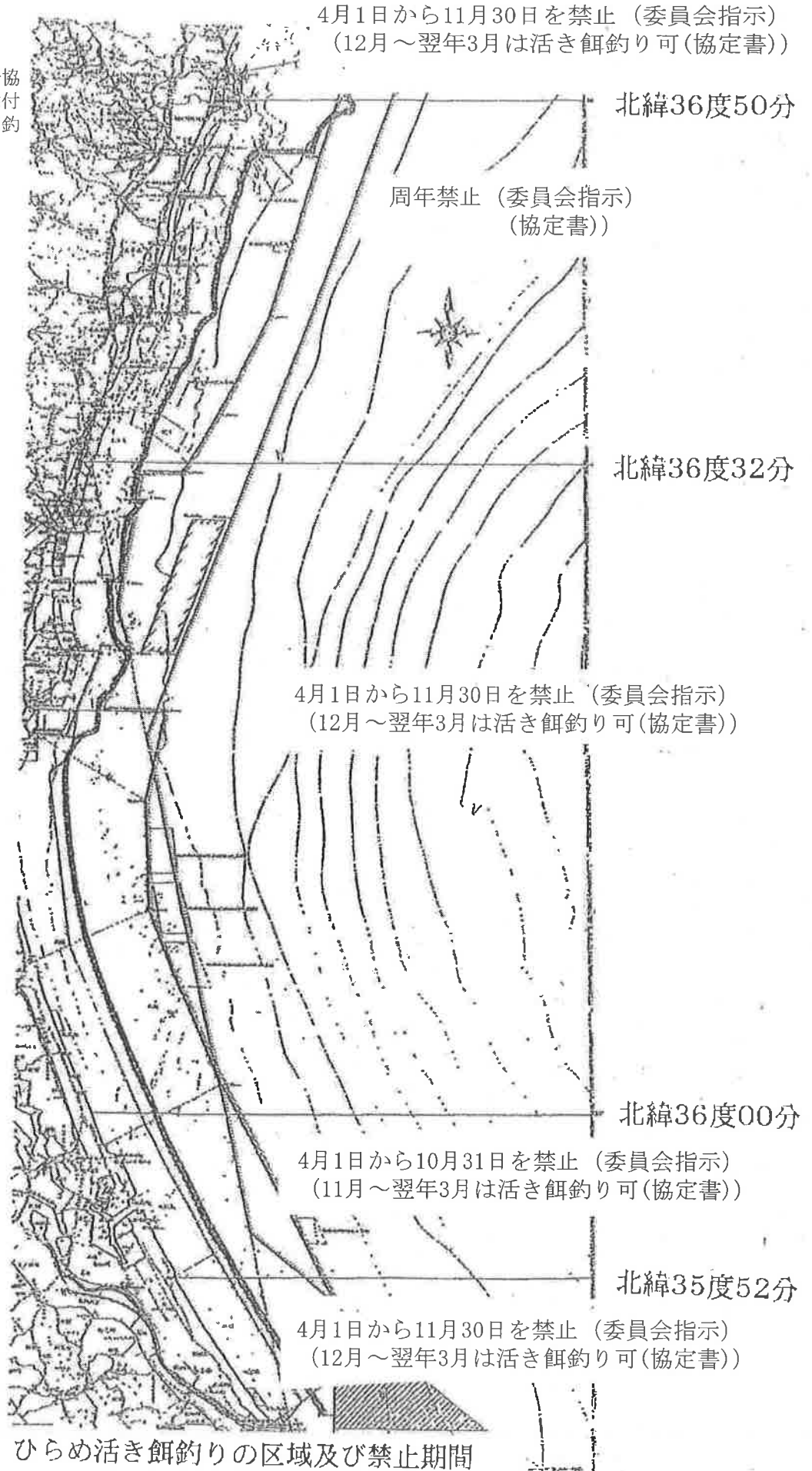


図 ひらめ活き餌釣りの区域及び禁止期間



資料No. 3-1

漁諮問第 16 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和 2 年 7 月 13 日茨城県告示第 782 号）を別紙のとおり変更したいので、同条第 10 項において準用する同条第 4 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 3 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦



(諮問の理由)

今般、本県のくろまぐろ漁獲可能量の一部を他県に融通(譲渡)したことに伴い、農林水産大臣が、旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づき基本計画を変更し、同条第2項第6号に掲げる本県のくろまぐろ漁獲可能量を定めたことから、別紙のとおり県計画の該当部分を変更するもの。

(参考)

区分	県計画の変更内容	備考	
		融通量	融通先
小型魚	留保枠：1.413トン減枠 川尻：0.100トン減枠 那珂湊：0.100トン減枠 はさき：0.387トン減枠	2.0トン	千葉県、和歌山県、 高知県等
大型魚	県枠：2.2トン減枠	2.2トン	千葉県、東京都、 静岡県等

農林水産省指令 2 水管第 2660 号

茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県知事

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年 12 月 26 日公表）を変更し、別紙のとおり同条第 2 項第 6 号に掲げる数量を定めたので、同条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき、その関係部分を通知する。

これにより、同法第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴県の計画を変更する必要があることを通知する。

令和 3 年 3 月 8 日

農林水産大臣 野上 浩太郎

別 紙

都道府県：茨城県

第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量の関係部分について

第6管理期間（令和2年4月から令和3年3月）の漁獲可能量について都道府県別に定める数量

(単位：トン)

第1種 特定海洋生物資源	都道府県別に定める数量	
	小型魚 (30キログラム未満)	大型魚 (30キログラム以上)
くろまぐろ	26.3	4.6

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 1 の別に定める
「くろまぐろ」について

(第 6 管理期間)
令和 2 年 3 月 23 日 公表
令和 2 年 6 月 11 日 変更
令和 2 年 7 月 13 日 変更
令和 3 年 3 月 日 変更

第 1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き釣り漁業、はえなわ漁業により、主に秋から冬にかけて本県全海域で漁獲されており、本県にとって重要な資源である。
- (2) このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県連携の下、資源調査体制の充実化を図ることとする。

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) くろまぐろの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	4 月～ 翌年 3 月	26.3 トン	
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	4 月～ 翌年 3 月	4.6 トン	

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

- (2) 知事管理量の融通について

- ① 第 3 の (1) で定めた小型魚の漁業協同組合 (以下「漁協」という。) 別採捕の種類別の数量 (以下「漁協別数量」という。) の融通について、漁協間で協議が調った場合は、その内容を県ホームページ上で公表する。当該公表がなされた場合は、漁協別数量は当該融通を反映した量とする。
- ② 本県は小型魚及び大型魚の知事管理量について、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、(1) の知事管理量は当該融通を反映した量とする。この際、第 3 の (1) の数量の設定に基づき漁協別数量を変更し、その内容を県ホームページ上で公表する。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

(1) 数量の設定

本県の第2の知事管理量のうち漁協別数量は以下の表1のとおりとする。なお、表2のとおり各漁協別採捕の種類別に主漁期を設定し、小型魚については、原則として主漁期を除いて目的採捕を行わない。なお、主漁期後に漁協別数量に残量があった場合は、主漁期後の採捕を可とする。

また、本県の第2の知事管理量に変更があったときは、変更された知事管理量をもって表3に定める漁協別及び採捕の種類別の配分の比率(以下「配分の比率」という。)に基づき設定した漁協別数量を表1としてよみかえるものとする。

(2) 漁業協同組合別漁獲枠の最低数量の設定

漁業者の操業機会を確保するために、本県の第2の知事管理量のうち漁協別数量の設定に当たっては、最低数量を500kgとする。表3の配分の比率に基づき漁協別数量を算出し、その数量が500kgに満たない漁協が生じた場合は、最低数量を当該漁協に配分した後、それ以外の漁協では、漁協間における配分の比率を再計算した上で、残量を各漁協に配分する。

(3) 採捕の停止等の命令について

本県の小型魚の採捕の数量が、漁協別数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた漁協ごと、採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

表1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

漁 協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲枠(トン) (留保を除いた数量)
平 潟	曳き釣り	3. 8 4 4
大 津	曳き釣り	5. 0 3 6
川 尻	曳き釣り	2. 8 4 4
久慈町	定 置	1. 1 0 9
	曳き釣り	1. 7 8 1
久慈浜丸小	曳き釣り	1. 3 5 9
磯 崎	曳き釣り	1. 7 5 9
那珂湊	曳き釣り	1. 9 4 2
大洗町	曳き釣り	0. 5 9 6
鹿島灘	曳き釣り	0. 5 0 0
はさき	曳き釣り・はえなわ	5. 5 3 0
合 計		2 6. 3 0 0

表2 小型魚の漁協別採捕の種類別の主漁期

漁協	採捕の種類	主漁期
平 潟	曳き釣り	10、11、12月
大 津	曳き釣り	10、11、12月
川 尻	曳き釣り	10、11、12月
久慈町	定 置	10、11、12月
	曳き釣り	10、11、12月
久慈浜丸小	曳き釣り	10、11、12月
磯 崎	曳き釣り	10、11、12月
那珂湊	曳き釣り	9、10、11、12月
大洗町	曳き釣り	10、11、12月
鹿島灘	曳き釣り	10、11、12月
はさき	曳き釣り・はえなわ	11、12、1月

表3 小型魚の漁協別採捕の種類別の配分の比率

単位：%

漁協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲割合
平 潟	曳き釣り	14.616
大 津	曳き釣り	19.148
川 尻	曳き釣り	10.814
久慈町	定 置	4.217
	曳き釣り	6.772
久慈浜丸小	曳き釣り	5.167
磯 崎	曳き釣り	6.688
那珂湊	曳き釣り	7.384
大洗町	曳き釣り	2.266
鹿島灘	曳き釣り	1.901
はさき	曳き釣り・はえなわ	21.027
合 計		100.000

※期間別の数量については、原則として表2で設定した主漁期を除いて小型魚の目的採捕を行わないので設定しないこととする。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 各漁協は急激な採捕の数量の積み上げに備え、以下の報告基準に該当する場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁協	採捕の種類	報告基準
以下の8漁協 平潟・大津・川尻 久慈浜丸小・磯崎 那珂湊・大洗町・ 鹿島灘	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合
久慈町	定置	1日50キログラムを超える量の採捕
	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合
はさき	曳き釣り	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合
	はえなわ	出漁船のうち1隻に100キログラムを超える量の採捕のあった場合

- ② ①の本県への一報は、各漁協の担当者が所属組合員の漁獲量を取りまとめて、FAXにて数量報告する。なお、本県は各漁協と本県間の連絡体制（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡体制を含む）を別に定めるものとする。
- ③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者らが取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県に当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか、必要な指導を行うものとする。

採捕の種類	緊急の管理措置
定置	第2の(1)の知事管理量及び第3(1)の漁協別数量の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流に努め、急激な漁獲量の積みあがりを抑制する。
曳き釣り はえなわ	当該漁協は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡をする。漁協は漁獲状況を詳細に把握し、第2の(1)の知事管理量及び第3(1)の漁協別数量の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業を自粛する。

- ④ 本県は、1日500キログラムを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 早期是正措置について

【採捕の数量の公表等について】

- ① 法第8条第2項の規定による本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合とは、本県の第2の知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める場合であり、その時点で県は当該採捕の数量を公表するものとする。
- ② また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の①の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量を持って本県の①の公表とする。

【早期是正措置】

○小型魚

- ① 知事管理量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 県全体の漁獲状況を各漁協と共有する。
 - ・ 曳き釣り、はえなわ：各漁協は所属組合員の漁獲状況を詳細に把握し、第3(1)の表1に示した漁協別数量の9割を超過するおそれがあるときは、目的操業を自粛する。
 - ・ 定置網：生存個体は放流する。
- ② 知事管理量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 曳き釣り、はえなわ：目的操業の自粛を実施する。
 - ・ 定置網：生存個体は全て放流する。

○大型魚

- ① 知事管理量の5割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ 曳き釣り、はえなわ：生存個体は全て放流する。
 - ・ 定置網：生存個体は全て放流する。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取り組みを指導した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取り組みへの理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 本県の採捕の数量が第2の知事管理量のうち、原則として小型魚は9割5分を超える時点で、大型魚は9割を超える時点で法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (2) 我が国全体の小型魚又は大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。
- (3) 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が発出された際は、本県海面での遊漁者も命令の対象となる。

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐる」について
 変更計画(案) 現行計画

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐる」について
 (第6管理期間)
 令和2年3月23日公表
 令和2年6月11日変更
 令和3年3月13日変更

第1 (略)

第2 くろまぐるの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 (1) くろまぐるの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐる30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	4月～翌年3月	26.3トン
くろまぐる30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	4月～翌年3月	4.6トン

(略)

(2) (略)

第3 くろまぐるの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
 (1)～(3) (略)

表1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

漁協	採捕の種類	くろまぐる小型魚の漁獲枠(トン) (留保を除いた数量)
平潟	曳き釣り	3.844
大津	曳き釣り	5.036
川尻	曳き釣り	2.844
久慈町	定置	1.109
	曳き釣り	1.781
久慈浜丸小	曳き釣り	1.359
磯崎	曳き釣り	1.759
那珂湊	曳き釣り	1.942
大洗町	曳き釣り	0.596
鹿島灘	曳き釣り	0.500
はさき	曳き釣り・はえなわ	5.530
合計		26.300

表2 (略)

茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐる」について
 (第6管理期間)
 令和2年3月23日公表
 令和2年6月11日変更
 令和2年7月13日変更

第1 (略)

第2 くろまぐるの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
 (1) くろまぐるの管理の対象となる期間及び知事管理量は以下のとおりである。

くろまぐる30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	4月～翌年3月	28.3トン	うち1.413トン を留保する
くろまぐる30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	4月～翌年3月	6.8トン	

(略)

(2) (略)

第3 くろまぐるの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
 (1)～(3) (略)

表1 小型魚の漁協別採捕の種類別の数量

漁協	採捕の種類	くろまぐる小型魚の漁獲枠(トン) (留保を除いた数量)
平潟	曳き釣り	3.844
大津	曳き釣り	5.036
川尻	曳き釣り	2.944
久慈町	定置	1.109
	曳き釣り	1.781
久慈浜丸小	曳き釣り	1.359
磯崎	曳き釣り	1.759
那珂湊	曳き釣り	2.042
大洗町	曳き釣り	0.596
鹿島灘	曳き釣り	0.500
はさき	曳き釣り・はえなわ	5.917
合計		26.887

表2 (略)

変更計画 (案)

現行計画

表3 小型魚の漁協別採捕の種類別の配分の比率

漁協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲割合
平潟	曳き釣り	14.616
大津	曳き釣り	19.148
川尻	曳き釣り	10.814
久慈町	定置	4.217
	曳き釣り	6.772
久慈浜丸小	曳き釣り	5.167
磯崎	曳き釣り	6.688
那珂湊	曳き釣り	7.384
大洗町	曳き釣り	2.266
鹿島灘	曳き釣り	1.901
はさき	曳き釣り・はえなわ	21.027
合計		100.000

表3 小型魚の漁協別採捕の種類別の配分の比率

漁協	採捕の種類	くろまぐろ小型魚の漁獲割合
平潟	曳き釣り	14.344
大津	曳き釣り	18.793
川尻	曳き釣り	10.985
久慈町	定置	4.141
	曳き釣り	6.646
久慈浜丸小	曳き釣り	5.07
磯崎	曳き釣り	6.563
那珂湊	曳き釣り	7.621
大洗町	曳き釣り	2.224
鹿島灘	曳き釣り	1.529
はさき	曳き釣り・はえなわ	22.084
合計		100.000

第4～第6 (略)

第4～第6 (略)

海区漁業調整委員会
令和3年3月12日

令和3年冬春季の 沿岸漁海況予報について

茨城県水産試験場 回遊性資源部

本県周辺海域の現況

(NOAA人工衛星水温画像3月4日)

- 黒潮
犬吠埼南東40マイルを北東に流去。
北限は38°N付近まで達し北偏傾向。
- 暖水域
黒潮系暖水が福島県沿岸まで北上。
茨城県海域は13~18℃の暖水に覆われる。
- 冷水域
比較的冷たい6~12℃の水が
金華山~常磐北部を覆っている。
福島県沖から冷たい水がやや南下。

親潮の勢力の予測

気象庁発表100m深水温図 (3月6日)

現在の第1分枝の先端

2

親潮の勢力の予測

気象庁発表100m深水温図 (3月6日)

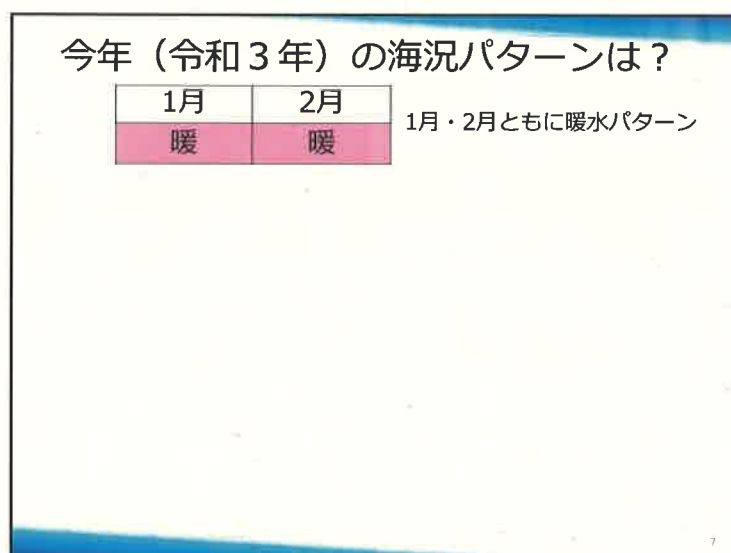
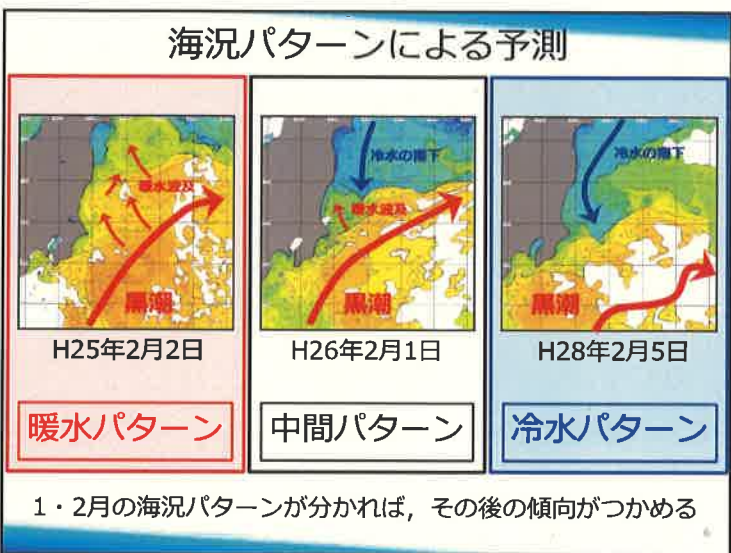
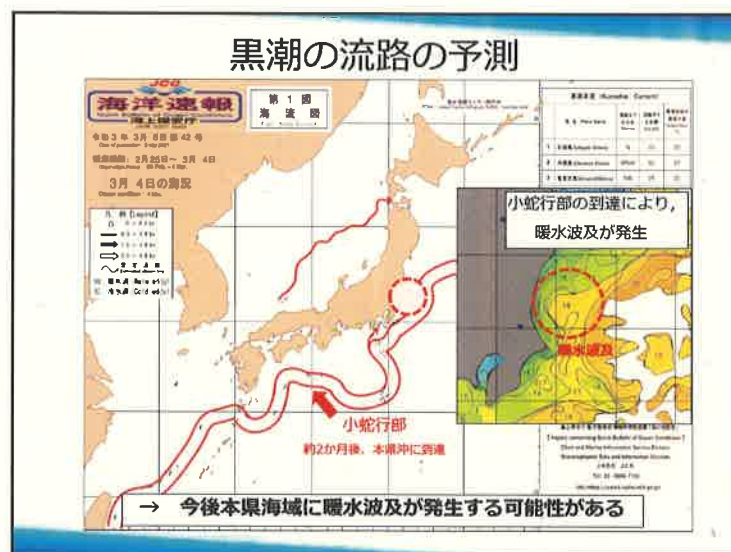
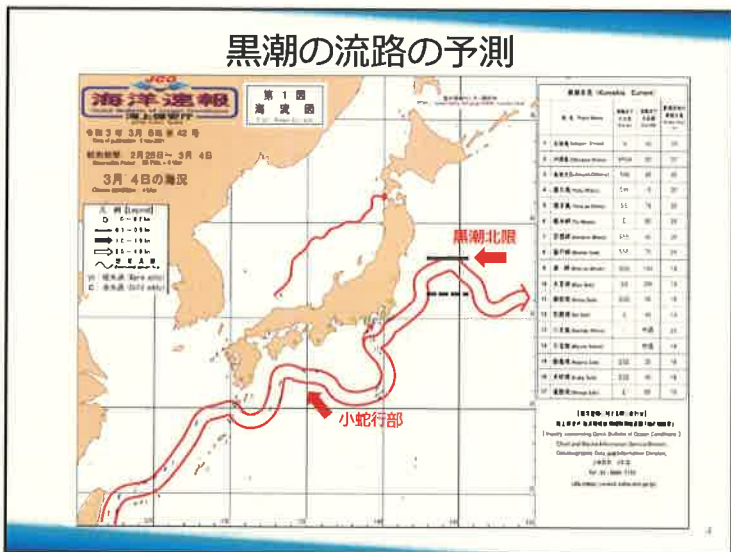
現在の第1分枝の先端

1か月後も先端の位置は変化しない見通し
(気象庁 2月26日発表)

親潮第1分枝は三陸沖に位置し、
平年よりもやや北偏

本県沿岸域への冷たい水の影響は少ない

3



今年の海況パターンは？

1月	2月	令和3年
暖	暖	1月・2月ともに暖水パターン

過去（昭和53年以降）の傾向をみると・・・

1月	2月	3月	4月	5月
暖	暖	暖	暖	暖
		9回	4回	7回
		中	中	中
		1回	4回	1回
		冷	冷	冷
		0回	1回	2回
		不明	不明	不明
		0回	1回	0回

過去10回（年）

S53, S54, H3,
H9, H11, H20,
H25, H29, R1, R2, R3

1～2月が暖水パターンの場合、
3月以降も暖水パターンであることが多い！

→ 今年も、暖水パターンが続く可能性が高い

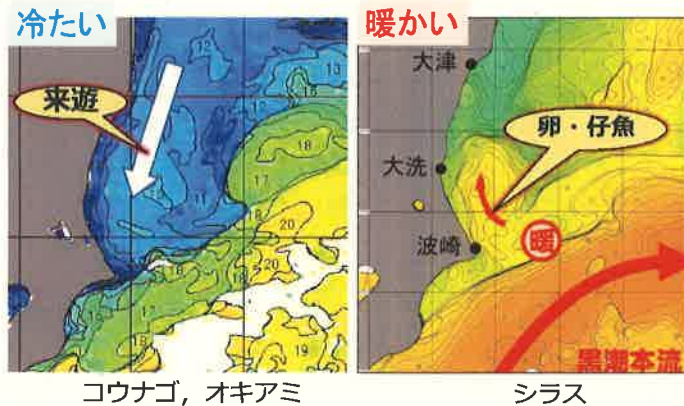
冬春季（3～5月）海況予測のまとめ

- 現在、黒潮からの暖かい水が波及している
- 親潮第1分枝（親潮の先端）は三陸沖
沿岸域への冷水の影響は少ない
- 黒潮に小蛇行部があり、暖かい水が波及する可能性
- 3月以降も「暖水」パターンの可能性が高い

茨城県沿岸域の水温は引き続き
「高め傾向」で推移する

船びき網の漁況予測

シラス・コウナゴ・オキアミに適した冬春季の海況



冬春季の船びき網漁況予測

魚種	予測のポイント	漁況予測
コウナゴ	<ul style="list-style-type: none"> ・暖かい海況が続く ・宮城、福島の子稚魚調査結果が低調 ・2/12の本県調査でも採集されず 	不漁
オキアミ	<ul style="list-style-type: none"> ・暖かい海況が続く 	不漁
シラス (3~5月) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・暖かい海況が続く 	5月から本格化し 平年並み (過去5年平均580ト)

※春シラス(5~7月)の予測は4月に発表します

12